

令和5年度 町民と議員との懇談会（11月開催） 町民からの意見・提言等集計（取扱区分順）

全 地区

【取扱区分】 A：町に対し要望する事項 B：町民に対し説明が必要なものとして伝達する事項
C：議会で取り上げる検討事項 D：会場で説明、回答した事項

- ① 中富地区 11月11日(土)午後7時00分～ 中富地区公民館 曙分館 参加者：男性 4名、女性 1名、計 5名
 ② 下部地区 11月18日(土)午後7時00分～ 下部地区公民館 古関分館 参加者：男性10名、女性 1名、計11名
 ③ 身延地区 11月25日(土)午後7時00分～ 身延地区公民館 大河内分館 参加者：男性 8名、女性 0名、計 8名
 参加者合計：男性22名、女性 2名、計24名

※取扱区分：A→Dの順、地区：中富→下部→身延の順

※地区名は、旧町単位で表記

会場・質問順	町民からの意見、提言等	地区	性別	答弁の内容	取扱区分	担当課	町回答
下部1-1	サンロードしもべの湯、高齢者に無料チケットを頂いても行けない。足がないととても行けない。そんな人の便宜を図れないか。	古関	男	足は民間で考えてほしいとのこと。しかし、今後検討していく。	A	生涯学習課	しもべの湯へは、公共交通機関をご利用ください。今のところ専用の送迎バス等の運行については計画はありません。
下部1-2	(上記下部1-1の質問に関連) 町の社協のバスも空いているので、そういうのを利用する、そんな工夫をしてほしい。町にそんな努力をしてほしい。	古関	男	要望として伺います。	A	福祉保健課	社会福祉協議会福祉バスの定期的な運行は運転手確保及び予算面等で困難ですが、集落等で実施する事業でもべの湯などに行く場合には使用できます。使用する1か月前までに申請する必要があり、乗車人員は、12人を超え28人までです。福祉バス使用の問い合わせは、社会福祉協議会へお願いします。
下部5	国道300号線波高島トンネル・木喰トンネル内が暗くて歩行者に非常に危険。	古関	男	担当課へ伝えます。LED化に向けて検討していただくように働きかけます。	A	建設課	県では、国道300号のトンネル照明のLED化を進めており、波高島トンネルは年度内発注予定で、令和6年度中の完成を目指しているとの事です。 木喰トンネルもLED化に向け設計をしております、今後順次工事を進めていくとの事です。
下部7	古関地区ガンリスタンド前の県道沿いにある桜の木が古木となり倒れそうだと5・6年前に要望したが、その後の進捗状況は。	古関	男	建設課に報告します。	A	建設課	今年度測量設計を行い、以降発注に向け準備を進めているとの事です。
下部10	除雪機の補助金などがあるか。	古関	男	ご意見としてうけたまわり町へ要望してみます。 (雪害対策として自主防災組織補助金の対象にならないか。)	A	建設課 (交通防災課)	(建設課) 現在、除雪機購入費の補助制度はありません。町道については、建設業者に業務委託をしております。 (交通防災課) 町民の防災危機の観点から身延町自主防災組織資機材整備費補助金の対象としますので、この補助金を活用してください。

※取扱区分:A→Dの順、地区:中富→下部→身延の順

※地区名は、旧町単位で表記

会場・質問順	町民からの意見、提言等	地区	性別	答弁の内容	取扱区分	担当課	町回答
下部11	ジビエの加工場を身延町にもほしい。	古閑	男	要望します。	A	産業課	ジビエに関して、国県の指針、ガイドラインには、衛生保持について厳しく規定されています。申し上げるまでもなく、捕獲の段階から「食品」として扱う必要がありますので、適した捕殺方法や疾病又は捕獲以前の受傷の確認などの注意も必要です。また、捕獲から施設搬入は2時間を目安とし、必要に応じての冷却運搬など明記されています。町が施設を整備することについては財源、ジビエに適した捕獲者の育成、販路の開拓など課題が多いと考えます。
身延3	乗合タクシーについて、下部地区、中富地区の乗り継ぎについて改善を。	豊岡	男	要望を伝える。	A	交通防災課	身延町地域公共交通会議で検討していきます。
身延7-1	①子どもに、ゴルフを教える学校や、②都会の高齢者に農地を開放する、③子どもの意見を取り入れたみのぶまつりの実施など独自の施策を行ってみたい。	大河内	男	町へ要望として伝える。	A	企画政策課	①(生涯学習課) ゴルフを教える学校は民間事業者が実施するものと考えます。町での計画はありません。 ②(産業課) 田舎暮らし体験施設や空き家土地バンクを利用している方、みのぶ自然の里が実施する農業体験事業に参加している方は「リンケージ農園」を利用することができます。 ③(企画政策課) 子どもからお年寄りまで多くの町民が来場し、楽しんでいただけるような視点を大切にしたいと考えております。

※取扱区分:A→Dの順、地区:中富→下部→身延の順

※地区名は、旧町単位で表記

会場・質問順	町民からの意見、提言等	地区	性別	答弁の内容	取扱区分	担当課	町回答
身延8-2	さくらの里事業以外にも、他に紅葉を植樹するなど四季を通じた観光誘客施策は。	大河内	男	町へ要望として伝える。	A	観光課	観光資源の整備については、効果的な誘客に向けて様々なコンテンツを総合的に検討する必要があります。紅葉の植樹もその一つとしてご意見を参考にさせていただきます。
中富6-1	どの集落でも電柵をしているが、町道には電柵を設置してはいけないことになっている。鹿や猿にせっかくの实りを食べられてしまうので、町道にも電柵の門をつけることができないでしょうか。	曙	女	町道の柵については、そこを利用している人が特定の人たちならその人たちから同意を得れば設置が可能となるかもしれない。一般的には不特定の人たち、町外からきた人たちが通る町道に、柵の設置は難しいと思います。	B	建設課	不特定の人が通行する町道への設置は困難です。
中富6-2	例えば、看板で町外の人たちに、電柵の注意を促すことなどができないか。そういうことをしてでも門をつけることはできないか。	曙	女	町道でも行き止まりの道や、集落の住民が了解なら、設置することも可能かもしれない。しかし郵便局員や宅配業者は困ると思う。そういう場合は設置は難しくなります。	B		
中富6-3	郵便局員は夜間にはあんまり来ない。動物が活動する夜中の時間帯だけでも門を閉めることができないか。	曙	女	みんなに周知して同意を得られれば可能性はあるかと思えます。例えば夜間の場合だけとか、担当課に聞いてみます。道路法上は絶対ダメです。早川町などは、道が袋小路になっていたり、特定の人しか通らないからできています。	B		
下部2-1	鳥獣害の補助(報酬)が申告されていない、そんな情報があったが、町では産業課・税務課・担当部署でしっかり報酬に対して申告させてほしい。	古関	男	確認して、後に答えを出したい。	B	産業課	産業課としては、昨年度税務課より「有害鳥獣駆除への報奨金支払いに伴う申告等の周知」について通知を受け、猟友会員へ周知するため、各分会長宛てに同様の通知を発出し依頼を行っております。
下部2-2	電柵の中でも、自分で柵を作る場合は補助が出ることを、町の方からも補助金があることを周知してほしい。	古関	男	周知してもらうように要望します。	B	産業課	町広報誌等で周知を行っておりますが、より効果的な方法を検討します。